

吉野町広報における広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野町(以下「町」という。)が発行している「広報よしの」(以下「広報」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広報に掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、吉野町広告掲載実施要綱(以下「要綱」という。)及び吉野町広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるところによる。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格及び枠数は、別表第1のとおりとする。

(掲載)

第4条 広告の申込は、広報1号につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者が、募集する広告の枠(以下「募集枠」という。)に満たない場合は、同一頁に隣り合う2枠を1広告としての利用を認めることができる。

(掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、別表第2のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は12月以内とする。

(掲載申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報よしの広告掲載申込書(様式第1号。第9条において「申込書」という。)に版下(完全な原稿)を添えて、広報発行日の前々月の末日までに町長に提出しなければならない。

2 掲載希望期間は募集の際に明示する期間内とする。

(掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、広報よしの及び吉野町ホームページ、コミュニティビジョン吉野(CVY)における文字ニュース等により行うものとする。

(掲載決定等)

第9条 町長は、第7条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報よしの広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載可否の決定は、申込者が多数の場合は、先着順とする。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第10条 申込者は、広告掲載決定通知日から14日以内に町の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び内容)

第11条 広告原稿は、申込者の負担で作成する。

(申込者の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第13条 広告掲載料金は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第14条 町長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- (4) その他、町長が広告の掲載取り消しを妥当と認めた場合

(補足)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

広告の規格及び枠数

広告の名称	規格 (縦 cm × 横 cm)		掲載場所	掲載枠数
1 号広告 (4 色刷り)	1 枠	5 . 5 cm × 8 . 5 cm	裏表紙 記事下	2 枠
	2 枠	5 . 5 cm × 1 8 . 0 cm		
2 号広告 (4 色刷り)	1 枠	4 . 9 cm × 8 . 5 cm	中頁 記事下	4 枠
	2 枠	4 . 9 cm × 1 8 . 0 cm		

広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがあります。

別表第 2 (第 5 条関係)

広告掲載料の単価

区 分		広告掲載料 (単価)
1 号広告	1 枠	7 , 5 0 0 円
	2 枠	1 5 , 0 0 0 円
2 号広告	1 枠	5 , 0 0 0 円
	2 枠	1 0 , 0 0 0 円

連続して掲載する場合の広告掲載料は、単価に号数を乗じた額とします。